

## 諮問の概要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「造船造機統計調査」（以下「本調査」という。）の平成26年1月以降の調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

#### （1）報告を求める事項の変更

##### ア 変更事項1（調査項目の追加）

造船調査票の区分欄に「受注」を新たに追加し、船舶の受注状況（隻数、トン数等）を把握する。

##### 【説明】

造船業の受注力強化を図る施策を展開するに当たり、その施策の評価指標として活用するため、新たに追加するもの。

##### イ 変更事項2（調査項目の削除）

造船調査票から調査項目「主機関」を削る。

##### 【説明】

本調査事項は集計事項ではなく、調査票の内容審査の際に、船舶の特定のために活用されるものであり、内容審査についても、既存の他の調査事項で対応が可能であることから、報告者負担の軽減のために削るもの。

#### （2）集計事項の変更

##### ア 変更事項1（集計事項の追加）

調査項目の追加に伴い、「用途別・トン数階級別受注鋼船隻数及びトン数」に係る集計表を追加するとともに、各集計表の鋼船建造実績に「受注隻数」及び「受注トン数」を追加する。

##### 【説明】

調査項目の追加に伴い集計事項を見直すもの。

##### イ 変更事項2（集計事項の詳細化）

鋼船建造実績に係る集計表の船舶の用途別区分を詳細化する（例：「貨物船」を「一般貨物船」、「ばら積み船」、「コンテナ船」等、船舶の用途別に詳細に区分）。

##### 【説明】

鋼船建造実績に係る集計表の船舶の用途別区分の詳細化については、造船業の受注力強化の施策の中で今後注力すべき船種を分析する必要があるため、また、他の集計表において既に詳細な用途別区分での表章を行っているため、利用者の利便性の観点も踏まえ、見直すもの。

### 3 審議すべき重点事項

#### (1) 船舶の受注状況を把握することについて

船舶の受注状況について、国土交通省は、前回諮問時の部会審議において、①受注時期と起工時期（既存の調査区分）との間に十分な時間的な差異がない可能性もあり、別途把握する必要があるか不明であること、②海外からの受注が多く、受注後に為替変動によりキャンセルが発生する可能性もあるとして、受注に係る調査事項の追加は不要であると判断していた。

今回、国土交通省は、造船業界の受注環境の悪化を受け、受注状況の把握可能性について再度検討を行うため、事業所ヒアリングを行った結果、①受注時期と起工時期との間に、ある程度の期間があること、②受注後にキャンセルが発生する可能性はあるが、その発生率は極めて低いことが判明したとして、船舶の受注状況の把握を計画している。

これについて、把握した船舶受注状況は、施策に活用できる有用な数字であるかについて確認する必要がある。

#### (2) 統計委員会答申における今後の課題への対応状況について

本調査は、統計委員会諮問第10号の答申（平成20年12月22日付け府統委第140号）において、次の2点（下線部）が今後の課題とされており、これらの課題への対応状況及びその妥当性について検討する必要がある。

なお、前回諮問では、本調査のほか、鉄道車両等生産動態統計調査が同時に諮問されており、答申における今後の課題も、両統計調査についての課題が併せて指摘されている。

○ 両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。

このような調査対象の把握方法については、造船調査は造船法（昭和25年法律第129号）に基づく届出義務のある工場（事業所）を調査対象としていることから、問題がないと考える。しかしながら、これ以外の調査については①現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。

併せて、両統計調査（造船調査を除く。）の②調査対象を「常時10人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。

#### (3) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項について

本調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）の別紙において、厚生労働省の「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省の「牛乳乳製品統計」及び「木材統計」、経済産業省の「経済産業省生産動態統計」並びに国土交通省の「鉄道車両等生産動態統計調査」とともに、「府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下

で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。」とされている。

このため、当該指摘を踏まえた対応状況及びその妥当性について検討する必要がある。

# 造船造機統計調査の概要

## 調査の目的

造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として、昭和25年より実施している。

## 調査の概要

- <調査の種類> 造船調査(第1号様式:造船調査票)  
造機調査(第2号様式:造機調査票)
- <調査期日> 造船調査:毎月末現在  
造機調査:毎四半期末現在
- <調査対象> 造船調査:以下の船舶の製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場(事業場を含む。)(約900事業所)
1. 鋼製船舶・・・全て
  2. 鋼製の船舶以外の船舶・・・総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のもの
- 造機調査:以下の船用機関等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場(約600事業所)
1. 船用タービン
  2. 火花点火機関
  3. ディーゼル機関
  4. 船外機
  5. 船用ボイラ
  6. 補助機械
  7. 操だ装置
  8. 操船装置
  9. 係船荷役機械
  10. 軸系及びプロペラ
  11. 航海用具
  12. 錨・錨鎖
  13. 自動化機器
- <抽出方法> 全数調査
- <調査方法> 郵送又はオンライン等により調査票を配布・回収
- <調査の流れ> 国土交通省⇄地方運輸局等⇄報告者

## 結果の公表

- <主な集計事項>
- (造船調査)
- 用途及びトン数階級別、受注、起工及び進水別鋼船の隻数及びトン数
  - 用途及びトン数階級別、しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価
  - 国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高
- (造機調査)
- 機種別製造高、四半期末在庫高及び修繕高
  - 機種別部品製造高
- <集計地域> 全国
- <公表時期>
- 造船調査にあつては調査月の翌々月末日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌々月末日までに、造船統計月報及び造機統計四半期報によって公表

## 結果の利用

- 船舶製造・修理業、船用機関製造業の施策立案のための基礎資料
- 国民経済計算(SNA)及び鉱工業生産指数(IIP)の作成のための基礎資料

## 造船造機統計の利活用について

「造船造機統計調査」は、船舶の製造・修繕及び船舶に搭載する船用工業製品の製造・修繕・在庫の実態を明らかにすることを目的として実施しており、本調査結果の利活用事例は以下のとおり。

○基幹統計(国民経済計算(SNA)、鉱工業生産指数(IIP)、産業連関表)作成の基礎資料

○地方経済産業局や都道府県が作成する鉱工業生産指数の基礎資料

○造船・船用工業関連施策の基礎資料

時系列又は地方別等のブロック単位での船種、トン数ごとの起工、進水、しゅん工の実績等を調査することにより、我が国の造船関連産業における製造・修繕の実態を把握し、実態に基づいた施策の検討・立案を行うための重要な判断材料として活用している。

○「国土交通月例経済」への掲載を通じた経済指標としての活用

○国土交通省、コンサルタントによる、船舶・船用工業品の需要予測

○中小企業対策(セーフティネット保証制度のデータとして活用)

※セーフティネット保証制度の概要

□根拠: 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第2条第4項

□内容: 様々な理由で経営が苦しくなった中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会の保証限度額を拡大してもらうことで、より多くの融資を受けやすくする制度。

同法では経営の苦しい原因として以下の8種類を想定。船用工業事業者は「5号:業種全体の全国的な業況の悪化」に該当。

- ・1号:取引先の倒産
- ・2号:取引先の事業活動の縮小
- ・3号:人為的災害
- ・4号:自然災害
- ・**5号:業種全体の全国的な業況の悪化**
- ・6号:取引再金融機関の破綻
- ・7号:金融機関の貸し渋り
- ・8号:金融機関の債務の譲渡

# 造船造機統計調査の主な改正内容

## 調査事項に係る変更

- ◆ 国際競争の激化に対応した施策のための調査事項の追加
  - 造船調査の製造船舶において、「起工」、「進水」、「しゅん工」に加え、「受注」を調査事項に追加
  - 「受注」の追加に併せ、「契約年月日」を追加
- ◆ 報告者の負担軽減等を踏まえた調査事項の削除
  - 「主機関」を削除

## 集計事項に係る変更

- ◆ 調査事項の追加に伴う集計事項の変更
  - 用途別・トン数階級別受注鋼船隻数及びトン数を追加
  - 地方運輸局管轄区域別建造実績及び船舶修繕実績における、受注船舶隻数、トン数の追加

府統委第140号  
平成20年12月22日

総務大臣  
鳩山邦夫 殿

統計委員会委員長  
竹内 啓

諮問第10号の答申  
造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について

本委員会は、国土交通省が実施を予定している造船造機統計調査（指定統計第29号を作成するための調査）及び鉄道車両等生産動態統計調査（指定統計第71号を作成するための調査）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 両統計調査の意義

造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査は、船舶、鉄道車両等の生産活動の実態を明らかにするとともに、いずれの統計調査も国民経済計算や鉱工業指数の作成に係る基礎データを提供する役割を担っている。また、その結果は、業界における業務計画策定の基礎資料等にも用いられており、両統計調査は幅広く活用される、重要な統計調査であると認められる。

イ 調査周期

造船造機統計調査における造船調査及び鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両（新造）に係る調査については、調査周期はこれまでと同様に月次を継続するが、造船造機統計調査における造機調査並びに鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査については、平成21年度以降、調査周期を月次から四半期に変更する計画である。これについては、現行の利用状況から見て特段の支障はなく、報告者負担の軽減等の観点から適当である。

ウ 調査方法



鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査票の配布及び回収について、平成21年度以降、これまでの地方運輸局等を経由する手順から、すべて本省直轄の方式に変更する計画である。

これについては、鉄道車両等生産動態統計調査の調査対象事業所の総数が100に満たない現状にかんがみ、調査の効率的な実施を図るものであることから、適当である。

#### エ 調査事項

(ア) 平成21年度調査から、造船調査の「船質」欄から「木船」の表示を落とし、木船の製造があった場合には備考欄にその旨を記入するように変更することを計画している。また、索道搬器運行装置に係る調査について、「需要先」を調査事項から削除することを計画している。

これらについては、近年の調査結果において、造船調査の対象となる一定規模以上の木船はほとんど製造されないこと、また、索道搬器運行装置は全て観光目的で製造されていることが明らかとなっていることを踏まえたものであり、いずれも適当である。

(イ) しかし、造機調査における「価格」欄については、より実態に即した表記にするため、調査事項の名称を「価格」から「金額」に改めることが必要である。

#### オ 調査対象品目

造機調査の調査対象品目について、28品目から13品目に簡素・集約化することを計画している。

これについては、報告者負担の軽減の観点から適当であると考えるが、今後、集約した各品目の製造高が造機調査の対象品目全体の中でどの程度の割合を占めているか、工業統計調査の結果も参考にしつつ、常に検証を行っていくことが必要である。

#### カ 集計事項及び結果の公表

(ア) 両統計調査の集計事項は、調査周期や調査事項の変更に対応して変更する計画である。これについては、統計需要に即したものとなっており、適当である。

(イ) 造船造機統計調査の結果については、月報を調査月の約3か月後以内から調査月の翌々月末日までに公表する等の公表の早期化を計画している。また、鉄道車両等生産動態統計調査の結果については、月報を調査月の翌々月末日までから翌月末日までに公表する等の公表の早期化を計画している。これらについては、利用者ニーズに応えるものであり、適当である。

#### キ 調査票情報の保存期間

調査票情報の保存期間については、調査要綱（申請事項）において2年と規定されているが、統計データ・アーカイブの整備に向けて的確な対応を図る観点から、要綱上の保存期間を永年保存とすることが必要である。

## 2 今後の課題

(1) 両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリン



グ等によって把握している。

このような調査対象の把握方法については、造船調査は造船法（昭和25年法律第129号）に基づく届出義務のある工場（事業所）を調査対象としていることから、問題がないと考える。しかしながら、これ以外の調査については現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。

併せて、両統計調査（造船調査を除く。）の調査対象を「常時10人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。

- (2) 船舶及び鉄道車両は生産に長期間を要するものであることから、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である。そのため、特に鉄道車両について、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討する必要がある。

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）

（平成21年3月13日閣議決定）

### 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

(1) 略

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

基幹統計として整備する統計の整理は、上記の考え方を踏まえるとともに、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるという統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から行い、例えば、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。

別紙

#### 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

(1) 略

(2) 統合（共管）に向けて検討する基幹統計

府省名	統計名	理由、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査		

別編 【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成 24 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成 25 年度中の見込み、課題等
第 4 1 基本計画の進捗管理・評価等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (2) 統合(共管)に向けて検討する基幹統計	<p>【薬事工業生産動態統計調査、牛乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】</p> <p>これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。</p>	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	平成 21 年度早期に所要の検討を開始し、平成 25 年度までに整備を図る。		<p>○ 平成 23 年度に開催された、「生産動態統計の整備に関する検討会」（平成 22 年 2 月に関係 4 省により設置）のワーキンググループにて取りまとめられた以下について、実施に向けた準備を行った。 [平成 26 年 1 月調査分より実施]</p> <p>① 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。</p> <p>② 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計（共通集計表）」として定め、e-Stat上に掲載。</p> <p>③ 「生産動態統計（共通集計表）」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。</p>	実施予定	平成 26 年 1 月調査分からの「生産動態統計（共通集計表）」を e-Stat に掲載予定。

# 生産動態統計の一元化に向けた取り組みについて

平成 24 年 4 月 27 日

生産動態統計の整備に関する検討会議了解

## 1 生産動態統計の一元化についての検討結果

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年 3 月 13日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、経済産業省が作成している「経済産業省生産動態統計」、厚生労働省が作成している「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省が作成している「牛乳乳製品統計」及び「木材統計」、国土交通省が作成している「造船造機統計」及び「鉄道車両等生産動態統計調査」について、「これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計(仮称)）を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。」とされている。

これを受け、関係 4 省で検討を行った結果、各調査の分野の違いや調査結果の利用状況の違い等から、各調査間における用語及びその定義の統一を図った上で、各調査において共通化が可能な表章事項について同一の集計様式による提供を実施することとする。

関係 4 省は、これらの共通する統計を含む 6 つの調査により作成される統計を「生産動態統計」という一つの基幹統計にすることを前提に検討を行ってきた。しかしながら、6 つの統計に共通する表章事項が限られること等から、調整役の総務省政策統括官（統計基準担当）から、現行の 6 つの基幹統計を一つの基幹統計としても、そのことによる特段の効果が期待できないとの助言を受け、一つの基幹統計とするための総務省への働きかけは見送ることとする。

なお、各調査における用語の定義の統一等は実施するので、基本計画で言われている内容は実質的に措置され则认为する。

## 2 実施内容

### (1) 統一する表章事項

各調査に共通の集計様式によって作成した集計表（以下「共通集計表」という。）を、「生産動態統計」との名称で、各調査の集計結果とは別に「政府統計の総合窓口(e-Stat)」に掲載する。

共通集計表は、調査品目ごとの「生産」、「出荷」、「在庫」についての時系列表とする。

なお、共通集計表の詳細は別紙参照。

### (2) 統一する調査項目

各調査における共通した調査事項は、「生産」、「出荷」、「在庫」とする。ただし、業種によっては、調査事項に該当するものがない又は記入者負担の軽減のため調査していない場合がある際は、その旨の注書きを記載することとする。

### (3) 用語及びその定義の統一

統一する表章事項及び調査事項は「生産」、「出荷」、「在庫」とするが、これらの定義の統一化を図るとともに、各調査において、以下のものについて、基本的に定義を同じとする。

用語	定義
生産	調査対象期間に調査対象事業所が、国内において製造した製品の量又は金額
出荷	調査対象期間に調査対象事業所が、製造又は受入れた製品について販売等を行った数量又は金額
在庫	調査期間の末日現在における調査対象事業所で保管されている製品の量又は金額
生産能力	工場の生産諸条件が標準的な状態にある場合で、一定時間内にその生産設備により当該製品を作り出す最大生産可能量
常用従事者	調査期間の末日において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する次のような者。但し、連続1ヶ月以上の長期欠勤者及び労働組合専従者は除く。 ① 期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者 ② 日々、又は1ヶ月以内の期間を限って雇われた者のうち、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者 ③ 親企業又は子会社からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は①、②に準じる ④ 重役、理事などの役員のうち常時勤務し、給与の支給を受けている者 ⑤ 個人事業の事業主又は家族従業者のうち常時その生産業務に従事し、給与の支払いを受けている者
消費	調査期間中における素材・製品・原材料等の消費量

- 用語の定義については、各調査において上記に挙げた用語と異なる用語及び定義を使用している場合は、その旨各調査結果の用語の解説等の中で補足説明を行うこととする。

## 表章イメージ

事 項	検 討 結 果
作成する表の種類	「時系列表」
統計表ファイルの管理	統計表は統一様式とし、ファイルは調査ごとに作成・管理する。 「生産動態統計（共通集計表）」として作成する統計は、各省で作成する現行統計とは別建てとし、独自に作成する。 既公表集計表ファイルはそのまま蓄積する。
表章事項（表頭）	品目別「生産」・「出荷」・「在庫」 ただし、該当する調査項目がない場合は、空白を作らず詰めて表章する。 また、表章品目は各省が判断する。
表章事項（表側）	月別（最新25ヶ月）及び過年次の年計（最新5年）
掲載時期	原則として各調査の公表日に合わせて掲載する。 ただし、概数公表後に確報公表を行っている調査は、確報公表日に合わせて掲載する。
その他	公表はe-Statで行うこととする。 統計表のボリュームがある調査については、e-Statに掲載するエクセルファイルに目次シートを設けブック内でリンクを貼るなどの工夫を行う。 表章事項は、英語表記も併載するよう努める。

※統計表のイメージは別添のとおり。